

子育て 児童扶養手当などの額の改定について

児童扶養手当は、ひとり親で児童を養育している家庭の生活と自立を助けることを目的に支給されます。

令和6年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当などについては、令和5年の物価変動率(対前年比+3.2%)に基づき、以下のとおりとなります。
※いずれも所得制限があります。

児童扶養手当(月額)

区分	全部支給	一部支給
第1子	45,500円 (+1,360円)	45,490円~10,740円 (+1,360円~+330円)
第2子 加算額	10,750円 (+330円)	10,740円~5,380円 (+330円~+170円)
第3子 以降加算額	6,450円 (+200円)	6,440円~3,230円 (+200円~+100円)

特別児童扶養手当など(月額)

区分	支給額
特別児童扶養手当1級	55,350円(+1,650円)
特別児童扶養手当2級	36,860円(+1,100円)
障害児福祉手当	15,690円(+470円)
特別障害者手当	28,840円(+860円)
経過的福祉手当	15,690円(+470円)

詳しくは▶

◎児童扶養手当について

子育て・健康課 子育て支援係 ☎ 82-3186

◎特別児童扶養手当などについて

福祉課 福祉係 ☎ 82-3185

お知らせ

国民年金保険料額が変わります

令和6年度の国民年金保険料額は、月額16,980円です。

国民年金保険料は電子(キャッシュレス)決済ができるようになりました。

●国民年金学生納付特例制度について

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

所得の目安 = 128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)

学生納付特例の承認期間は、4月から翌3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初旬に再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、日本年金機構に返送してください。

詳しくは▶武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 国保への加入・脱退は届出が必要です

国民健康保険の資格加入と喪失は手続きが必要です。

●職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入する場合

必要書類

- ・世帯主と加入する人のマイナンバーが確認できる書類
- ・手続きに来る人の本人確認書類
- ・健康保険をやめた日が確認できるもの(資格喪失証明書)

※被扶養者がいない場合は、離職票や退職証明書でも手続きができます

※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます

●職場の健康保険に加入し国民健康保険をやめる(喪失)場合

必要書類

- ・国民健康保険証、新しくできた職場の健康保険証
- ・世帯主と加入する人のマイナンバーが確認できる書類
- ・手続きに来る人の本人確認書類

※本人または同居の家族(住民票に同一記載の人)に限り手続きができます

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 後期高齢者医療保険料率改定について

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直しを行います。

令和6・7年度の保険料率について、以下のとおり改定しました。

(旧) 令和4・5年度
年間保険料額 = 均等割額(54,100円)
+ 所得割額(基礎控除後の総所得金額等 × 10.23%)

(新) 令和6・7年度
年間保険料額 = 均等割額(57,100円)
+ 所得割額(基礎控除後の総所得金額等 × 11.09%)

※令和6・7年度の賦課限度額は80万円になります(令和4・5年度は66万円)。ただし、令和5年度末(令和6年3月31日)時点で後期高齢者医療保険制度被保険者である人の賦課限度額は令和6年度に限り73万円です。

詳しくは▶

佐賀県後期高齢者医療広域連合 資格賦課係

☎ 64-8476

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114